

令和6年度  
神戸市  
予算に対する要望書

令和5年12月14日

自由民主党神戸市会議員団



神戸市長  
久元喜造様

令和6年度神戸市当初予算に対する要望書

自由民主党神戸市会議員団

本年4月神戸市会議員選挙が行われ、我々自由民主党神戸市会議員団は16名で新任期をスタートさせることとなりました。各議員ともそれぞれ公約を掲げ、有権者の皆様から様々なお声や要望などを拝受してきたその大成とも言える本予算要望については、神戸市当局におかれましては、真摯に受け止めていただきたいと考えています。

本市の最大の課題は、人口減少問題であると考えています。久元市長もこれまで「若者に選ばれるまち神戸」を掲げ、自ら先頭に立ち人口減少対策や地方創生のためリーダーシップを発揮されてこられました。我が会派も賛同しその実現に向けて協力して参りましたが、最近ではこの方針を聞くことが少なくなってきたように感じています。市長におかれましては、改めて「選ばれるまち神戸」の実現を強力に推し進めていただき、我々も最大限の努力をして参る決意です。

一方で神戸空港の国際化は、神戸の未来を切り拓く大きな契機です。神戸市民が一丸となり、国や県そして関西財界と足並みを揃えながら、空港の機能強化と今後の各線就航に向けて市長のリーダーシップに期待しています。

我々も神戸が住みやすく、働く場が確保され、市民福祉が充実し子育てしやすいまち、教育環境が充実しているまち、そして国内外からも魅力あるまちとして神戸が発展することを願って取りまとめましたので、是非とも政策に反映されますようお願い申し上げます。

今後も我々神戸市会と神戸市当局が、適度な緊張関係を保ち、市民の幸福とまちの発展を共に願い、神戸市政を強力に前進させることをここに明記し、令和6年度予算要望書を提出致します。

令和5年12月

自由民主党神戸市会議員団

坊やすなが（北 区）	村野 誠一（須磨区）
坊池 正（西 区）	平井真千子（長田区）
山口 由美（西 区）	河南ただかず（中央区）
しらくに高太郎（垂水区）	山下てんせい（西 区）
五島 大亮（北 区）	植中 雅子（北 区）
岡田ゆうじ（垂水区）	吉田 健吾（灘 区）
上畠 寛弘（東灘区）	平野 達司（兵庫区）
大野 陽平（東灘区）	浅井 美佳（灘 区）

## 目 次

1. 市長室	1
2. 危機管理室	3
3. 企画調整局	4
4. 地域協働局	9
5. 行財政局	10
6. 文化スポーツ局	13
7. 福祉局	14
8. 健康局	16
9. こども家庭局	17
10. 環境局	20
11. 経済観光局	21
12. 建設局	26
13. 都市局	30
14. 建築住宅局	34
15. 港湾局	35
16. 消防局	38
17. 水道局	39
18. 交通局	40
19. 教育委員会	41
20. 人事委員会	44

## 1. 市長室

1. 中国における人権状況や日本人駐在員拘束事件等を鑑みて、上海事務所を即時撤退すること。(港湾局再掲)
2. KICC 等外郭団体の採用をはじめ労務管理については、訴訟事案や過去の経理の不祥事等を検証し、公平公正、透明性を確保すること。
3. 投資誘致や集貨創貨に貢献するため、シンガポールもしくは台湾に海外事務所を開設すること。(港湾局・経済観光局再掲)
4. 広報誌こうべについては、広告面の管理を市内事業者に委託すること。
5. 訪日外国人の多様な食文化に対応するため、ピクト表示やコーシャ認証等を活用すること。(経済観光局再掲)
6. 交流のある海外都市と連携したオンライン交流や、定期的なオンライン授業の実施について教育委員会と連携し、全児童生徒が享受できる形で実現すること。(教育委員会再掲)
7. 市民からの問い合わせなど広聴に対する職員の対応力を向上させ、市民満足度を高めること。
8. 人口減少の時代においても市民サービスを維持するため、増税に頼らない増収策を検討し、直ちに実行すること。(企画調整局・行財政局再掲)
9. 国際化推進のため、市内に国際機関、総領事館や名誉総領事館の誘致を行うこと。
10. 神戸市の特別市化に向けて、制度の法制化を早期に実現するため、政令指定都市市長会会長市として20政令指定都市をリードし、政府のみならず各党へ働きかけ、特別市の周知啓発、世論喚起を行うと共に政令指定都市たる神戸市の存在が近隣自治体にとっても恩恵が享受出来ると実感し、ひいては特別市法制化への理解と協力を得られるように広域連携を推進し、具体的成果を議会に報告すること。(企画調整局再掲)

11. グローバル MICE 都市を実現するために TICAD(アフリカ開発会議)をはじめとした国際会議を誘致すること。(企画調整局・経済観光局再掲)
12. 観光や名産、ふるさと納税、政策のPRの為、YouTube や Instagram、ツイキャスなど世代別に適した国内外のインフルエンサーも登用し、ネット広報をはじめ広報戦略を強化するとともに神戸市の関係人口増に取り組むこと。(企画調整局再掲)
13. 新たな教育領域の開発やリカレント教育の推進、留学生の受け入れ、市民や企業との交流拠点など地域活性化に向けた神戸市と専修学校等との協議の場を設けること。(企画調整局・教育委員会再掲)
14. Kobe International Club の方々との交流を深化させ、海外企業の誘致や投資の呼び込みに繋がるよう取り組むこと。
15. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。(危機管理室・企画調整局・行財政局・港湾局・消防局・教育委員会再掲)
16. 地域福祉センターの実態を正確に把握し、住民の要望等に迅速に対応するためにも、将来的に地域福祉センターの所管を区役所にするよう検討すること。(地域協働局・企画調整局再掲)

## 2. 危機管理室

1. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。(市長室・企画調整局・行財政局・港湾局・消防局・教育委員会再掲)
2. 女性の視点を取り入れた避難所運営や災害対応力の強化に向けて、防災や復興に係る意思決定の場に女性を登用すること。
3. 谷上地区と花山地区の避難所設置においては、老朽化した谷上幼稚園を建て直した上で緊急避難所と位置づけ、また別棟施設の真星病院を緊急避難所にする事。
4. 防犯カメラの録画映像は捜査機関への情報提供だけでなく、条例違反者の特定など行政が活用できるよう、「神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例」第3条の目的を達成するため、運用方法を見直すこと。
5. 谷上地区の避難計画の見直しとそのための整備を行うこと。(建設局・消防局再掲)
6. 東灘区青木の内浜公園に地域コミュニティの活性化と防災の観点から会館の建設を具体的に財産区や地元町内会と協議を実施し実現すること。(企画調整局・地域協働局・福祉局再掲)



### 3. 企画調整局

1. 神戸市の特別市化に向けて、制度の法制化を早期に実現するため、政令指定都市市長会会長市として20政令指定都市をリードし、政府のみならず各党へ働きかけ、特別市の周知啓発、世論喚起を行うと共に政令指定都市たる神戸市の存在が近隣自治体にとっても恩恵が享受出来ると実感し、ひいては特別市法制化への理解と協力を得られるように広域連携を推進し、具体的成果を議会に報告すること。（市長室再掲）
2. グローバル MICE 都市を実現するために TICAD(アフリカ開発会議)をはじめとした国際会議を誘致すること。（市長室・経済観光局再掲）
3. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。（市長室・危機管理室・行財政局・港湾局・消防局・教育委員会再掲）
4. 東灘区青木の内浜公園に地域コミュニティの活性化と防災の観点から会館の建設を具体的に財産区や地元町内会と協議を実施し実現すること。（危機管理室・地域協働局・福祉局再掲）
5. 企業、大学、大学の教授、専門学校含めて、地域課題解決の連携実績を増やし、地域連携プラットフォームを最大限活用し、学生の地元就職を増やせるよう推進すること。
6. 県市協調事業の一環として、兵庫津歴史遺産を活かしたビジョンを作成し、観光、経済、文化活動を地域住民と一緒に進めること。
7. 人口減少対策として、兵庫区内に産婦人科や小児科を維持・誘致すること。
8. HappyActiveTown として HAT 神戸の魅力向上に引き続き取り組むために、地

域を巻き込み、なぎさ公園をスポーツとアートの切り口で利活用すること。  
(文化スポーツ局・都市局・港湾局再掲)

9. DX推進については、民間を含めて幅広い知恵を集約して、大きなデザインのもと、実装できるものから積極的に実装していくこと。
10. 地下鉄西神山手線と阪急神戸線との相互直通運転の実現に向け、引き続き粘り強く取り組むこと。(都市局・交通局再掲)
11. 戦略産業分野企業やものづくり企業の進出と育成を図るため、エンタープライズゾーン制度の拡大を行うこと。(経済観光局再掲)
12. 物価高騰に窮する市内事業者、市民を救済するため、市としても独自に支援を行うこと。あわせて、ガソリン税のトリガー条項凍結解除をはじめ一層のエネルギー価格高騰対策についても国に速やかな実現を要請すること。(行財政局・経済観光局再掲)
13. 大学推進協議会の UNITY で行われている市民講座については、機関決定からかなり遅れて市民に通知され、受講生を中心に大きな混乱をもたらしたことから、当面の間、何らかの形で市民講座を継続するよう市として特段の配慮を行うこと。
14. 緊急性の有無は現場では判断できないため、軽症者を搬送するための民間救急とは異なった高齢者向けの新たな救急搬送組織を、高齢者人口がピークとなる 2040 年に向けて立ち上げること。(福祉局・健康局・消防局再掲)
15. 人口減少の時代においても市民サービスを維持するため、増税に頼らない増収策を検討し、直ちに実行すること。(市長室・行財政局再掲)
16. 地場産業である防衛産業をはじめ、日本の経済安全保障を踏まえた積極的な産業育成と企業誘致を国と連携して行うこと。(行財政局・経済観光局再掲)
17. 環境に配慮した都市づくり、循環型事業促進および未来の環境産業のスタートアップを強化すること。(環境局再掲)
18. 神戸空港の国際化に伴い、三宮および新神戸駅との輸送力強化のため、国外

も含めた空港アクセスの現状を調査し、スムーズな移動方法を検討すること。

19. ブルーカーボンに向けた活動について、地元大学との協働と大学生の参画を進め、子供達への環境教育に活用すること。(環境局・教育委員会再掲)
20. 0歳から18歳までの切れ目ない子育て支援を行い、その支援内容を幅広く広報し、神戸市の魅力を向上させ、移住定住を強く推し進めること。(福祉局・教育委員会・こども家庭局再掲)
21. 東灘区本山南町、田中町、向洋町中をはじめ好立地にある市営住宅については、供給過多の実態や市営住宅がある土地が民有地だった場合の固定資産税収入も鑑みて、縮小・廃止を行い、空き家を活用した住宅政策を実施すること。(都市局・建築住宅局再掲)
22. 神戸空港の国際化に伴い、医療産業都市の推進と産業化を進め、メディカルツーリズムの取り組みを具体的に推進すること。
23. 環境貢献都市にふさわしい水素の利活用を図るため、市が中心となって地産地消の水素発電プロジェクトを進め、社会実装を目指すとともに、再生可能エネルギーの活用を更に進めること。(環境局再掲)
24. 六甲アイランドの未利用地を活用して、賃借料の減免や建設費の補助などインセンティブを設けた大型商業施設の誘致施策を行い、島内を活性化すること。(経済観光局・都市局再掲)
25. 第4期神戸市教育振興基本計画策定にあたって行われたアンケート結果で示されているように、学校に期待することとして極めて高い割合で、児童・保護者ともに「確かな学力」を望んでいる。神戸の街の質を向上させるためにも、親の経済的負担の軽減という視点ではなく、広く学習支援を行うための塾代助成を実施すること。(こども家庭局・教育委員会再掲)
26. 高速長田駅前の駐輪場の整理と公共空間整備を着実に進めると共に、若者に選ばれるよう美観と賑わいのある駅周辺環境整備を引き続き推進すること。
27. 王子公園再整備にあたってリニューアルする施設については、利用できない

期間の対応策を早期に検討すること。(文化スポーツ局再掲)

28. 観光や名産、ふるさと納税、政策のPRの為、YouTube や Instagram、ツイキャスなど世代別に適した国内外のインフルエンサーも登用し、ネット広報をはじめ広報戦略を強化するとともに神戸市の関係人口増に取り組むこと。  
(市長室再掲)
29. 神戸市と台湾經濟部台日産業連携推進オフィス (TJPO) が締結した「産業連携に関する覚書」に基づき、駐日台湾代表処、台北駐大阪経済文化弁事処と連携し、台湾企業の誘致など具体的な成果を挙げること。(経済観光局再掲)
30. 市内スポーツ少年少女応援のため、外郭団体等を取りまとめたスポーツ応援基金、ふるさと納税などの後援システムを整備すること。(文化スポーツ局再掲)
31. 台湾の農業委員会や屏東州政府とスマート農業など農業分野の連携協力体制を構築すること。(経済観光局再掲)
32. 県市協調事業の一環として、地域住民が行う兵庫津歴史遺産を活かした観光、経済、文化活動を支援すること。
33. 新たな教育領域の開発やリカレント教育の推進、留学生の受け入れ、市民や企業との交流拠点など地域活性化に向けた神戸市と専修学校等との協議の場を設けること。(市長室・教育委員会再掲)
34. 高齢・障害者等施設における職員等の負担軽減となる介護ロボットや「ノーリフトケア」等の介助方式の導入支援を行うこと。(福祉局再掲)
35. 北区谷上の再整備は、駅前ロータリーだけではなく、上谷上において救急車や消防車が入れる進入路を整備し、三宮のベッドタウンとしての「谷上北町」の開発を行うこと。(都市局再掲)
36. 複合産業団地および西神戸ゴルフ場に建設される産業団地と神戸流通センターそして神戸電鉄や市営地下鉄を結ぶ MaaS 事業又は新たな交通手段等を検討されること。(都市局再掲)
37. 地域福祉センターの実態を正確に把握し、住民の要望等に迅速に対応するた

めにも、将来的に地域福祉センターの所管を区役所にするよう検討すること。  
(市長室・地域協働局再掲)

38. 現在、1 中学校区に 1 つの児童館が整備されているが、学童過密が続いている地域には、追加で児童館を整備することや学校施設を更に活用するなど、過密解消に向けて施設の整備を行うこと。(こども家庭局再掲)
39. 明石海峡大橋の通称「パールブリッジ」を積極的に使い、神戸から渡る橋であり、神戸の産業である真珠をイメージさせる橋というイメージアップを図ること。経済安全保障を考慮した積極的な企業誘致を国と一体となっていくこと。(経済観光局再掲)
40. 六甲アイランドをはじめ好立地にある市営住宅については、供給過多の実態を鑑みて、廃止・統合を進め、空き家対策にも寄与する市営住宅政策を実施すること。(建築住宅局再掲)

#### 4. 地域協働局

1. 東灘区青木の内浜公園に地域コミュニティの活性化と防災の観点から会館の建設を具体的に財産区や地元町内会と協議を実施し実現すること。(危機管理室・企画調整局・福祉局再掲)
2. 地域福祉センターの利用が一部の関係者に限定されている現状に鑑み、あじさいネットによる予約システムの導入など、若者世代含め、多くの地域住民にも利活用されるよう方策を検討すること。
3. 個々の地域福祉センターの利用実績調査を詳細に行うこと。
4. 地域福祉センターに対し、神戸市から十分な額の指定管理料を拠出しているにもかかわらず、更に条例上根拠のない「運営協力金」などの名目で市民から利用料を徴収している現状を改めること。
5. 地域福祉センターの実態を正確に把握し、住民の要望等に迅速に対応するためにも、将来的に地域福祉センターの所管を区役所にするよう検討すること。(市長室・企画調整局再掲)
6. 神戸市や市の外郭団体が行う公共事業の発注や委託契約や物品の購買等については、市内事業者への優先発注をすすめ、発注率を前年度より高めること。

## 5. 行財政局

1. 職員の任用にあたっては、欠格条項の確認を自己申告に依存せず調査を徹底するとともに、地方公務員法第十六条四号に規定される「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」を任用することを阻止するため、大都市人事委員会連絡協議会の意見を取りまとめ、立法の趣旨を達成するよう国に要請すること。（人事委員会再掲）
2. 住居の新築やリフォームにおいて、壁や床材などへ兵庫県産木材を活用する場合の助成制度を創設されること。（経済観光局・建築住宅局再掲）
3. 市職員の給与体系については、年功序列や在職年数による昇給ではなく、成果と能力に応じたものとする事。
4. 市職員の居住地については、神戸市内への居住を促進するため、神戸市内在住に対するインセンティブ制度を設けること。
5. 地場産業である防衛産業をはじめ、日本の経済安全保障を踏まえた積極的な産業育成と企業誘致を国と連携して行うこと。（企画調整局・経済観光局再掲）
6. 物価高騰に窮する市内事業者、市民を救済するため、市としても独自に支援を行うこと。あわせて、ガソリン税のトリガー条項凍結解除をはじめ一層のエネルギー価格高騰対策についても国に速やかな実現を要請すること。（企画調整局・経済観光局再掲）
7. 「孤独担当局長」や「つなぐラボ」など、新設組織・役職等の成果が不明瞭なまま、短期間で廃止されることが相次いでいるため、組織の改廃に際してはその意義やメリットを市民に分かりやすく伝えること。
8. 物価高騰に苦しむ医療機関、訪問看護事業所、介護保険施設・事業所等の経営を支援し、全ての看護職員の処遇改善が可能となるよう、必要な財政支援を講ずること。（健康局・福祉局再掲）
9. 中学校における部活動の地域移行については、児童生徒が今後も継続して活

動が出来ることを原点に、新しい枠組みの中で教員をはじめ、これまで同様に外部指導員や外部顧問を雇用し、その新しい枠組みに適切な予算を充てること。また予算要望は、国に対しても行うこと。(教育委員会再掲)

10. 人口減少の時代においても市民サービスを維持するため、増税に頼らない増収策を検討し、直ちに実行すること。(市長室・企画調整局再掲)
11. 市や外郭団体が行う公共事業の発注や委託契約、物品購買等については、市内事業者への優先発注をすすめ、発注率を前年度より高めること。
12. 公共工事の発注や事業委託における予定価格の設定については、入札契約制度の工夫によって、元請・下請事業者に至るまで、適正な利益が確保できるようにすること。
13. 公園管理作業や緑地帯管理作業に、サービスの質を向上させるため、最低制限価格と評価制度を取り入れること。
14. 標準見積書に法定福利費の記載を義務化し、契約（見積）条件として別枠で支給されるようにすること。
15. 廃棄物収集業者については、他市と比較し妥当性ある条件設定の上、新規参入も促し、適正な価格競争に拠って選定すること。(環境局再掲)
16. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。(市長室・危機管理室・企画調整局・港湾局・消防局・教育委員会再掲)
17. 公有財産や今後新たに建設される庁舎においては、特定の団体に偏ることなく、市民全体が恩恵を享受できるようにすること。
18. 職員団体や労働組合に関連した相談についても職員のハラスメント相談に



は適切な対応を行うこと。(水道局・交通局・教育委員会再掲)

19. 市職員の障がい者雇用について、会計年度任用職員で最大3年の雇用ではなく正規職員として働くために、通常業務の中から様々な障がい特性を念頭において仕事を切り出していき、正規雇用に繋げていくこと。(福祉局再掲)
20. 環境貢献都市 KOBE を実現するため、神戸市環境マスタープランにサーマルリサイクルを具体的手法として明記し、一層の推進と市民の啓発を進めること。廃棄物収集業者については、他市と比較し妥当性ある条件設定の上、新規参入も促し適正な価格競争に抛って選定すること。(環境局再掲)

## 6. 文化スポーツ局

1. 市内スポーツ少年少女応援のため、外郭団体等を取りまとめたスポーツ応援基金、ふるさと納税などの後援システムを整備すること。(企画調整局再掲)
2. 移築予定の王子公園の登山研修所については、土地の売却益や国からの資金支援等を財源に、これまで以上に拡充した施設として新設すること。(都市局・建設局再掲)
3. HappyActiveTown として HAT 神戸の魅力向上に引き続き取り組むために、地域を巻き込み、なぎさ公園をスポーツとアートの切り口で利活用すること。  
(企画調整局・都市局・港湾局再掲)
4. 王子公園再整備にあたっては、スポーツゾーンの広場が子どもにも高齢者にも目的地として利用されるようにすること。(都市局再掲)
5. 神戸に国際スポーツ競技を誘致し、スポーツツーリズムを推進すること。
6. 各種スポーツ施設が市民に利用しやすい立地で充足しているかを調査し、エリアごとにマネジメントするとともに、足りない施設については計画的に拡充していくこと。(建設局再掲)
7. 王子公園再整備にあたってリニューアルする施設については、利用できない期間の対応策を早期に検討すること。(企画調整局再掲)
8. 神戸市へのトライアスロン大会の誘致のため、実行委員会を立ち上げ、予算確保やスポンサー募集への協力体制を構築するなど、具体的な検討を行うこと。
9. 垂水体育館への障がい者の方々のアクセスについて、国道 2 号線歩道橋のバリアフリー化を検討するとともに、垂水駅から講座や貸時間帯に合わせたシャトル便などの運行も検討すること。(建設局再掲)

## 7. 福祉局

1. 0歳から18歳までの切れ目ない子育て支援を行い、その支援内容を幅広く広報し、神戸市の魅力を向上させ、移住定住を強く推し進めること。（企画調整局・こども家庭局・教育委員会再掲）
2. 障がい者雇用をより一層推進させるために、しごと開拓員の配置を拡充させ、プロモーション事業との相乗効果を引き出し、動画等の新しいツールを活用しながら市内企業へ積極的に発信すること。（経済観光局再掲）
3. 「はり・きゅう・マッサージ助成事業」において、現在の利用対象年齢の70歳以上を、老齢年金受給要件となっている65歳以上に、対象年齢を拡大すること。
4. 障害者等の入所施設について、現在の「障害者支援施設の居室面積基準」に準拠できていないものや、耐震基準に満たないものなどについて、建て替えなどを促進する取り組みを行うこと。
5. 介護人材の確保および離職防止のために、ノーリフトケアの導入補助を行うこと。
6. 切れ目も待機時間もない療育体制が構築されるようDX化を図っていくこと。（こども家庭局再掲）
7. 緊急性の有無は現場では判断できないため、軽症者を搬送するための民間救急とは異なった高齢者向けの新たな救急搬送組織を、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて立ち上げること。（企画調整局・健康局・消防局再掲）
8. 物価高騰に苦しむ医療機関、訪問看護事業所、介護保険施設・事業所等の経営を支援し、全ての看護職員の処遇改善が可能となるよう、必要な財政支援を講ずること。（行財政局、健康局再掲）
9. 令和6年度診療報酬改定において、「看護職員処遇改善評価料」の対象をすべての看護職員に拡大するとともに、介護報酬、障害福祉サービス報酬改定において同様の措置を講ずるよう、国に要望すること。（健康局再掲）
10. 介護人材の確保のため、法改正も含め県の「人材センター」の市への移管を要望すること。

11. 障がい者の親亡き後対策については、神戸市で安心して生活できるよう必要な入所・通所施設の整備をはじめとする環境整備を行い、障がい者支援に従事する方々の労働条件の向上に取り組むこと。
12. 生活保護の医療扶助の一部負担の導入について、厚生労働省との従前の協議を踏まえ実現に向けて取り組むこと。
13. 外国人の生活保護は任意の通知のみで法的根拠が無く、外国人の援護義務は本来母国政府・大使館が負うものであること、生活保護法の保護対象は日本国民であることを踏まえて、廃止を実現するため通知の見直しを国へ実際に要求すること。
14. 外国人留学生の国民健康保険の加入については、国民の健康保険料の増大や不正利用を是正するため、実態を国に情報共有し、国保加入の廃止など改善を要求すること。
15. 高齢・障がい者等施設における職員等の負担軽減となる介護ロボットや「ノーリフトケア」等の介助方式の導入支援を行うこと。（企画調整局再掲）
16. JR 元町駅東口および JR 垂水駅東口のバリアフリー化について、県と協調し JR に対し要望を行うとともに、補助率の再考も含め、あらゆる提案を行い実現に向けた交渉を行うこと。（建設局・都市局再掲）
17. 高齢者の社会参加を促進するため、神鉄シーパスワン事業を更に充実させるとともに、敬老パスが使用できるよう取り組むこと。（都市局再掲）
18. 児童発達支援センターについては、令和6年の法改正を捉えて、国の求める機能を果たすとともに、切れ目のない療育体制が構築されるように取り組むこと。（こども家庭局再掲）
19. 市職員の障害者雇用について、会計年度任用職員で最大3年の雇用ではなく正規職員として働くために、通常業務の中から様々な障がい特性を念頭において仕事を切り出していき、正規雇用に繋げていくこと。（行財政局再掲）
20. 東灘区青木の内浜公園に地域コミュニティの活性化と防災の観点から会館の建設を具体的に財産区や地元町内会と協議を実施し実現すること。（危機管理室・企画調整局・地域協働局再掲）

## 8. 健康局

1. 無縁墓地や管理不全墓地の問題が増加していることを踏まえ、引継墓地の今後のあり方を検討すること。
2. 緊急性の有無は現場では判断できないため、軽症者を搬送するための民間救急とは異なった高齢者向けの新たな救急搬送組織を、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて、立ち上げること。(企画調整局・福祉局・消防局再掲)
3. 物価高騰に苦しむ医療機関、訪問看護事業所、介護保険施設・事業所等の経営を支援し、全ての看護職員の処遇改善が可能となるよう、必要な財政支援を講ずること。(行財政局、福祉局再掲)
4. 令和6年度診療報酬改定において、「看護職員処遇改善評価料」の対象をすべての看護職員に拡大するとともに、介護報酬、障害福祉サービス報酬改定において同様の措置を講ずるよう、国に要望すること。(福祉局再掲)
5. 深刻な看護師不足の現状を踏まえ、看護師確保の対策を強化すること。
6. 地域密着型栄養・食生活相談窓口としての栄養ケア・ステーション活動は、栄養士会との連携を深め充実を図ること。
7. 市内の歯科医療機関が、無届の歯科技工所に補綴物の作成等を誤って委託してしまうことがないよう、歯科技工所の届出の有無の確認、休廃止・再開等の届出の徹底を図ること。

## 9. こども家庭局

1. 現在、1 中学校区に 1 つの児童館が整備されているが、学童過密が続いている地域には、追加で児童館を整備することや学校施設を更に活用するなど、過密解消に向けて施設の整備を行うこと。（企画調整局再掲）
2. 0 歳から 18 歳までの切れ目のない子育て支援を年齢層に応じて行い広報し、神戸への移住を強く推し進めること。（企画調整局・福祉局・教育委員会再掲）
3. 神戸に住み働き続ける世帯を応援すべく、家事育児の支援として 3 歳頃までの家事育児サービスの助成拡大と、子育て家庭の見守りを兼ねた生活応援定期便の新設を神戸の子育て支援の目玉として早期に進めるべく予算確保すること。
4. 学童保育において、保育所と同様に、祖父母の同居があっても申し込みができるように制度変更を進めること。またすこやか保育において、学童と同様に保護者の申請なく加配認定ができるよう制度変更を進めること。
5. 病児保育の利用の簡便性をあげるため、予約システムへの支援の実施と予算確保、病児保育の不足解消、混雑緩和の観点から、病後児児童を保育施設において受け入れられるよう看護師の配置や専用ルームの確保の支援を進めること。
6. 私立幼稚園が質の高い教育を提供できるよう、人材確保、処遇改善の課題解決のための支援に不断の検討を行い、特に 1 号認定の園と新制度の園での支援の格差が大きくなるよう努めること。
7. 障害の有無に関わらず安心して集団保育を利用できるよう、すこやか保育の利用は施設側の判断で申し込むことも認めるなど、対象者の判断を広く柔軟に行えるようにすること。
8. 助産所に安定的に産後ケア事業を担っていただけるよう、委託料金や利用時間が適切か逐次検討を行うこと。
9. 切れ目も待機時間もない療育体制が構築されるよう D X 化を図っていくこ

と。(福祉局再掲)

10. 名実ともに国際貢献都市となるよう、子どもの英語力を育む環境を整えて、子どもを産み育てたい街神戸となるようにすること。(教育委員会再掲)
11. 私立幼稚園、保育所、こども園の人材不足対策について、現行制度の一層の充実を図り、教職員の処遇改善を行うこと。
12. 育児休業後にスムーズに職場に復帰できるよう、保育所入所の加点を設けること。
13. 市内に 120 館ある児童館を市の子育て施策の強みとして活かすこと。特に未就園児と保護者が集える居場所とするために、各指定管理者の底上げを行うと共に、老朽化した児童館の改修工事予算を拡充し、建て替えを含めたハード整備も行うこと。
14. 学童保育における長期休業中の昼食提供のニーズにこたえること。指定管理者に任せるのではなく、実現している他都市を参考に市が積極的に関与すること。
15. 児童・生徒に対して英検のみならず語学検定料の補助や大会参加費補助の実施を行うこと。(教育委員会再掲)
16. 虐待サバイバーのメンタルケアの支援を行うこと。
17. 就学前の子供が通う認定こども園等、教育保育施設の建替えや大規模修繕の需要に応じて予算を増額すること。
18. 学校施設等の有効活用について、教育委員会や学校長は、学校施設が市民の財産であることを認識し、学校園による具体的な放課後児童施策などを実施すること。(教育委員会再掲)
19. あらゆる子育て支援策についての所得制限の撤廃を検討すること。また、新規の施策については所得制限のない制度を前提に検討すること。
20. 今後もこどもの居場所づくりや孤立対策を行いながら、特に児童館は、現在

区役所で行っている子育て相談や他の機能を移し、地域の身近な子育てセンターのような施設となるよう検討すること。

21. 出生率向上のため、結婚を望む若者に独自の婚活支援や所得増に向けた就職相談などを行い、また多子世帯支援としても、第3子以降の医療費や教育費などの無料化施策など効果的なインセンティブ施策を検討すること。
22. 助産師による産後ケアを、産後うつを防止のため産前から利用可能とすること。また産後ケア制度の周知、利便性の向上に努めること。
23. 第4期神戸市教育振興基本計画策定にあたって行われたアンケート結果で示されているように、学校に期待することとして極めて高い割合で、児童・保護者ともに「確かな学力」を望んでいる。神戸の街の質を向上させるためにも、親の経済的負担の軽減という視点ではなく、広く学習支援を行うための塾代助成を検討、実施すること。（企画調整局・教育委員会再掲）
24. 妊産婦タクシーチケット制度は、恒久化すること。
25. 児童発達支援センターについては、令和6年の法改正を捉えて、国の求める機能を果たすとともに、切れ目のない療育体制が構築されるように取り組むこと。（福祉局再掲）
26. 里親家庭や児童養護施設については、子供達の福祉向上と学習機会確保の為、進学支援、高校生の通学費や部活動の費用を補助すること。（教育委員会再掲）
27. 私立幼稚園の人材確保のための就労支援策や処遇改善を、保育園や認定こども園と同等に行えるよう支援すること。また一時退職した幼稚園教諭が復職するための支援を強化すること。（教育委員会再掲）



## 10. 環境局

1. 豊かな海づくり・持続可能な漁業の推進のため、深場での海底耕うんに対する財政支援の拡充や、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しにおける栄養塩類の増加措置などに、積極的に取り組むこと。(経済観光局・建設局・港湾局再掲)
2. サンキタ通りなど三宮繁華街エリアの民間事業系ごみの出し方について、ナイトタイムエコノミーを推進する本市として景観に配慮し、市内外観光客の目に入らないゴミの出し方を直営収集も含めて検討すること。
3. 受動喫煙防止に取り組むために、景観と機能に配慮した喫煙所を増設すること。
4. 神戸港の現行の15～16メートルの水深について既に18メートルの水深を有する国際港に倣って、一層の高規格化を実現する為、水深についてもより深く整備すること。あわせて六甲アイランド沖の埋め立て地を早期に整えるためにフェニックス事業を推進すべく減量一辺倒ではない廃棄物処理を考案すること。(港湾局再掲)
5. 廃棄物収集業者については、他市と比較し妥当性ある条件設定の上、新規参入も促し適正な価格競争に拠って選定すること。(行財政局再掲)
6. 芦屋市のごみ処理について芦屋市から具体的な要望があれば連携協力を行い、両市民にとって恩恵が享受できるよう積極的に推進すること。
7. 環境貢献都市にふさわしい水素の利活用を図るため、市が中心となって地産地消の水素発電プロジェクトを進め、社会実装を目指すとともに、再生可能エネルギーの活用を更に進めること。(企画調整局再掲)
8. 環境に配慮した都市づくり、循環型事業促進および未来の環境産業のスタートアップを強化すること。(企画調整局再掲)
9. ブルーカーボンに向けた活動について、地元大学との協働と大学生の参画を進め、子供達への環境教育に活用すること。(企画調整局・教育委員会再掲)
10. 環境貢献都市 KOBE を実現するため、神戸市環境マスタープランにサーマルリサイクルを具体的手法として明記し、一層の推進と市民の啓発を進めること。

## 1 1. 経済観光局

1. 物価高騰に窮する市内事業者、市民を救済するため、市としても独自に支援を行うこと。あわせて、ガソリン税のトリガー条項凍結解除をはじめ一層のエネルギー価格高騰対策についても国に速やかな実現を要請すること。（行財政局・企画調整局再掲）
2. 豊かな海づくり・持続可能な漁業の推進のため、深場での海底耕うんに対する財政支援の拡充や、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しにおける栄養塩類の増加措置などに積極的に取り組むこと。（環境局・建設局・港湾局再掲）
3. 市場・商店街の活性化として、駅前合同出店や、病院出店など現在の市民生活に合わせた活性化支援をすること。
4. 投資誘致や集貨創貨に貢献するため、シンガポールもしくは台湾に海外事務所を開設すること。（市長室・港湾局再掲）
5. 南部アフリカ開発共同体の構成国の駐日大使館と連携し、南部アフリカにおける神戸市のプレゼンスを高め、新たなビジネス機会の創出や拡大を構築すること。
6. 店舗の老朽化や多額の債務負担など様々な課題を抱える小売市場が事業再生に取り組む際には、計画づくりや再投資を支援すること。
7. 神戸空港のチャーター便誘致で旅行事業者への働きかけにおいては、神戸に宿泊するツアーが増えるよう努めること
8. 訪日外国人の多様な食文化に対応するため、ピクト表示やコーシャ認証等を活用すること。（市長室再掲）
9. 資源循環「こうべ再生リン」プロジェクトによる下水処理によるリン抽出を一層推進し、地産地消に貢献するとともにリン抽出技術の知的財産化によって、他自治体の下水処理においてもリン抽出が行えるよう横展開についても具体的に計画し、我が国の食料安全保障にも資する方策を国と連携し実現すること。（建設局再掲）
10. 近郊農業を守り、地産地消を進めるため、集落営農法人への更なる支援を検

討されること。

11. 住居の新築やリフォームにおいて、壁や床材などへ兵庫県産木材を活用する場合の助成制度を創設されること。（行財政局・建築住宅局再掲）
12. 農業公園について、ワイン城の取り扱いや内部施設の活用方針について早急に指針を示されること。
13. 市内観光推進については、インバウンド客の市内滞留時間を加味し、歩いて楽しめるまちの整備、訪れたいイベントの誘致や推進、イベント会場となりうる空地の確保等も考慮されること。
14. 遮熱塗装や屋根の敷設等、地球温暖化対策に資する涼しい職場環境へ投資する企業への支援メニューを設けること。
15. 花の消費拡大に向けて、市民文化の醸成を行うとともに、生産者だけでなく小売事業者とも連携すること。
16. 経済政策の決定にあたっては、目指すべき神戸経済のビジョンを描き、法人事業税や法人市民税収入などの目標値を定め、神戸の強みや育てる産業、そのために必要な施策の議論を行い、その過程を公開すること。
17. 須磨離宮と須磨海岸の知名度向上とブランディングのため、阪神高速月見山インターチェンジは「須磨離宮」、若宮インターチェンジは「須磨海岸」と名称変更をすべく、関係各所と連携し実現すること。
18. 神戸空港国際化にあたっては、台湾便の就航を実現するため、タイガーエア台湾をはじめ積極的に誘致活動を行うとともに、国内航空会社にも台湾線就航実現を働きかけること。（港湾局再掲）
19. 台湾の農業委員会や屏東州政府とスマート農業など農業分野の連携協力体制を構築すること。（企画調整局再掲）
20. 台湾観光局や僑務委員会と連携を行い、台湾人観光客の獲得に注力すること。
21. 物価高騰に窮する市内事業者、市民を救済するため、市としても独自に支援を行うこと。あわせて、ガソリン税のトリガー条項凍結解除をはじめ一層のエネルギー価格高騰対策についても国に速やかな実現を要請すること。（企

画調整局・行財政局再掲)

22. 神戸空港国際化を契機に、インバウンド対策として滞在拠点型都市となるよう取り組むこと。(港湾局再掲)
23. 地場産業である防衛産業をはじめ、日本の経済安全保障を踏まえた積極的な産業育成と企業誘致を国と連携して行うこと。(企画調整局・行財政局再掲)
24. 商店街・市場の活性化のため、空き店舗の積極的利活用ができるよう所有者への働きかけを行うこと。また、小売店舗に関わらず幅の広い視点で事業者を呼び込みマッチングを推進していくこと。
25. 神戸らしいファッション文化を振興する条例を踏まえ、常設のショップの好立地への設置などをはじめ、地場産品を手に取り、購入する機会を創出する施策を全庁横断で推進すること。
26. アフリカ開発会議のような国際会議誘致のために、コンベンションセンター再整備を速やかに行い、神戸の MICE 機能を一層高めること。
27. グローバル MICE 都市を実現するために TICAD(アフリカ開発会議)をはじめとした国際会議を誘致すること。(市長室・企画調整局再掲)
28. 障がい者雇用については、受け入れ企業数を拡大させるために、しごと開拓員の業務や配置をより一層拡充させるとともに、市内企業へ積極的に発信すること。(福祉局再掲)
29. 神戸ビーフの生産力を向上させるために、県市協調で施策を展開すること。また六甲山牧場における但馬牛の展示に加えて、六甲山に新たに神戸ビーフ館を整備し、神戸ビーフを切り口にした観光振興策を実施すること。
30. 六甲山・摩耶山の山上交通ならびにアクセスに関して、幅広い意見や新しい観点を取り入れ、あり方を早期に示し、より一層のにぎわい創出につなげること。(建設局・都市局・交通局再掲)
31. 滞在型観光を推進するため、六甲山・摩耶山などの夜景観光の更なる振興とともに、都市型ロープウェイ・ケーブルの整備を推進すること。(都市局再掲)

32. 市内経済発展のため、地域デジタル通貨の導入を他都市にさきがけて行うこと。
33. 歴史地区としての須磨寺、須磨離宮公園、須磨浦山上を含めた一ノ谷地区、また阪神間で唯一残された須磨海岸一帯を将来日本遺産登録も見据え、観光地としての再整備を研究すること。（建設局、港湾局再掲）
34. 須磨ヨットハーバーを賑わい創出拠点とすべく、物販部門を含めた「海の駅」にすることや、ヨットハーバーと須磨海岸の接続の改善策を講じること。（建設局・港湾局再掲）
35. 用途地域の見直しや、市街化調整区域における開発許可基準の緩和などは、時代にあった見直しを断続的に行うこと。（都市局再掲）
36. 三宮に最も近い谷上での田舎、里山暮らしの推進と住宅地確保のための開発支援を行うこと。（都市局再掲）
37. 西区、北区の農業施策の強化、特に稲作経営を強化するとともに農業施設（ため池、水路、パイプライン等）の改修修復の農家負担軽減を図るため国予算の活用を強力に進めること。
38. 神戸ハーベスト事業等、肥料や飼料を地産地消することは SDGs の観点からも優れた政策であることから、積極的に推進されること。（建設局再掲）
39. 障がい者雇用をより一層推進させるために、しごと開拓員の配置を拡充させ、プロモーション事業との相乗効果を引き出し、動画等の新しいツールを活用しながら市内企業へ積極的に発信すること。（福祉局再掲）
40. 神戸市と台湾經濟部台日産業連携推進オフィス（TJPO）が締結した「産業連携に関する覚書」に基づき、駐日台湾代表処、台北駐大阪経済文化弁事処積極的に活動を行い、台湾企業の誘致など具体的な成果を挙げること。（企画調整局再掲）
41. 六甲アイランドの未利用地を活用して、賃借料の減免や建設費の補助などインセンティブを設けた大型商業施設の誘致施策を行い、島内を活性化すること。（企画調整局・都市局再掲）
42. 布引の滝など神戸の自然を活かしたまちの魅力創造を行うこと。（都市局再掲）

43. 明石海峡大橋の通称「パールブリッジ」を積極的に使い、神戸から渡る橋であり、神戸の産業である真珠をイメージさせる橋というイメージアップを図ること。経済安全保障を考慮した積極的な企業誘致を国と一体となって行うこと。（企画調整局再掲）
  
44. 戦略産業分野企業やものづくり企業の進出と育成を図るため、エンタープライズゾーン制度の拡大を行うこと。（企画調整局再掲）

## 12. 建設局

1. 六甲山・摩耶山の山上交通ならびにアクセスに関して、幅広い意見や新しい観点を取り入れ、あり方を早期に示し、より一層のにぎわい創出につなげる  
こと。(経済観光局・都市局・交通局再掲)
2. 神戸ハーベスト事業等、肥料や飼料を地産地消することは SDGs の観点から  
も優れた政策であることから、積極的に推進されること。(経済観光局再  
掲)
3. HAT 脇の浜線と南北線の T 字路の渋滞解消に向け整備を行うこと。(港湾局  
再掲)
4. 移築予定の王子公園の登山研修所については、土地の売却益や国からの資金  
支援等を財源に、これまで以上に拡充した施設として新設すること。(都市  
局・文化スポーツ局再掲)
5. 市内に多数現存している老朽化した大型道路標識について、深刻な事故・被  
害を防ぐためにも、建替更新を加速化させること。
6. 道路脇の植え込みの管理状態が悪くなっているため、低木の刈込や清掃など  
をこまめに行うこと。
7. Living Nature KOBE として進める道路や公園の高度な緑化においては、当  
初の植栽のみならず良好な維持管理がなされるよう予算を確保すること。
8. 大阪湾岸道路西伸部延伸が完了するまで市道灘浜住吉川線の慢性的な渋滞  
が解消されないため、交通負担軽減策を全庁あげて取り組むこと。
9. 王子動物園リニューアルにあたっては、全体の「原田の森」というコンセプ  
トを前提にして、展示スペースは土を使ったり、草木の配置を考えて自然の  
環境に近づけたりすること。
10. 国交省直轄事業である神戸西バイパスと国道 175 号線の拡幅について、ス  
ピード感をもって事業を進めるとともに、更なる推進を要請すること。

11. 都市計画道路玉津大久保線の早期実現に向け、明石市と連携して推進すること。
12. 近隣公園等において、育ち過ぎた樹木等、防災上課題のある事案について迅速に対応するための予算措置を講じられること。
13. 林道敷設に伴って発生した間伐材は、環境への観点から積極的に利活用すること。また間伐材乾燥のためのストックヤードの更なる確保を検討すること。
14. 豊かな海づくり・持続可能な漁業の推進のため、深場での海底耕うんに対する財政支援の拡充や、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しにおける栄養塩類の増加措置などに積極的に取り組むこと。（環境局・経済観光局・港湾局再掲）
15. 資源循環「こうべ再生リン」プロジェクトによる下水処理によるリン抽出を一層推進し、地産地消に貢献するとともにリン抽出技術の知的財産化によって、他自治体の下水処理においてもリン抽出が行えるよう横展開についても具体的に計画し、我が国の食料安全保障にも資する方策を国と連携し実現すること。（経済観光局再掲）
16. JR 元町駅東口および JR 垂水駅東口のバリアフリー化について、県と協調し JR に対し要望を行うとともに、補助率の再考も含め、あらゆる提案を行い実現に向けた交渉を行うこと。（福祉局・都市局再掲）
17. 垂水体育館への障害者の方々のアクセスについて、国道 2 号線歩道橋のバリアフリー化を検討するとともに、垂水駅から講座や貸時間帯に合わせたシャトル便などの運行も検討すること。（文化スポーツ局再掲）
18. 大阪湾岸道路西伸部の早期開通に向けて、引き続き全力で取り組むこと。
19. 街路樹については、暴風による倒木や根上がりによる路面の隆起、猛暑による発育不良などが起こらないよう、最適な配置基準を検討した上で、剪定や更新を行うこと。
20. 台風や大雨時などの通行止めを減少させるため、その原因となっている具体的箇所の降雨対策を強めること。



21. 須磨多聞線西須磨工区の供用開始に全力で取り組むとともに、多井畑工区についても早期事業化を目指し全線開通を目指すこと。
22. 大阪湾岸道路西伸部第8期及び塩屋多井畑線の全線事業化を強力に推進すること。(都市局再掲)
23. 神戸三田線(有馬街道)の水呑交差点から平野間については、北区と市街地を結ぶ主要幹線国道であるため、拡幅・美化などに努めること。
24. 港島中公園駅南側の交差点については、大型トラックの通行による騒音問題を解消するため、信号時間の調整、トラックドライバーへの周知などを行うこと。(港湾局再掲)
25. 谷上地区の避難計画の見直しとそのための整備を行うこと。(危機管理室・消防局再掲)
26. 各種スポーツ施設が市民に利用しやすい立地で充足しているかを調査し、エリアごとにマネジメントするとともに足りない施設については計画的に拡充していくこと。(文化スポーツ局再掲)
27. 三宮再整備に関しては、駐輪場整備、既存商店街との共同の取り組みや、電柱の地中化を進めること。(都市局再掲)
28. 六甲山の歩道や登山道の整備を引き続き推進すること。
29. 須磨ヨットハーバーを賑わい創出拠点とすべく、物販部門を含めた「海の駅」することや、ヨットハーバーと須磨海岸の接続の改善策を講じること。(経済観光局・港湾局再掲)
30. 歴史地区としての須磨寺、須磨離宮公園、須磨浦山上を含めた一ノ谷地区、また阪神間で唯一残された須磨海岸一帯を将来日本遺産登録も見据え、観光地としての再整備を研究すること。(経済観光局・港湾局再掲)
31. 六甲山森林戦略を着実に実行するとともに、ドローン等の新技術を活用しながら、災害の起こりにくい、美しく健全な状態を実現すること。大阪湾岸道路西伸部の早期開通に向けて、引き続き全力で取り組むこと。(港湾局再掲)

32. 神戸市内の森林整備で伐採された木材は、内装材、建築材に再利用できるよう、保管ヤードを確保して対応すること。(建築住宅局再掲)

### 13. 都市局

1. 王子公園再整備にあたっては、スポーツゾーンの広場が子どもにも高齢者にも目的地として利用されるようにすること。(文化スポーツ局再掲)
2. 大阪湾岸道路西伸部第8期及び塩屋多井畑線の全線事業化を強力に推進すること。(建設局再掲)
3. 移築予定の王子公園の登山研修所については、土地の売却益や国からの資金支援等を財源に、これまで以上に拡充した施設として新設すること。(建設局・文化スポーツ局再掲)
4. 新開地駅の南北から東西への乗り換えにおける狭すぎる動線をバリアフリーにも配慮する形で改善すること。
5. 免許返納者など交通弱者に対する総合的な移動保証政策を立案実施すること。
6. ピフレ新長田は、ホールへの多くの来客を活かすテナント誘致を行い、現在営業中の店舗を活かすゾーニングに努めること。
7. HappyActiveTown として HAT 神戸の魅力向上に引き続き取り組むために、地域を巻き込み、なぎさ公園をスポーツとアートの切り口で利活用すること。(企画調整局・文化スポーツ局・港湾局再掲)
8. 地下鉄西神山手線と阪急神戸線との相互直通運転の実現に向け、引き続き粘り強く取り組むこと。(企画調整局・交通局再掲)
9. ニュータウン内の活性化のために、ニーズを把握し、飲食店や各種サービス業が開業できるような規制緩和や見直しを検討すること。
10. 西神車庫の利活用については、現在の住宅ストックや需要を考慮し、住民の意見も把握したうえで、あらゆる可能性を検討し決定されること。(交通局再掲)
11. 西神戸ゴルフ場に建設される産業団地への通勤の足として、神戸電鉄の利便性向上を図るため、木津駅を中心とした MaaS 事業等を検討されること。

12. 舞子公園福田川線（霞ヶ丘小南側道路）の一部拡幅を検討し、通学路の安全を確保すること。また、仲田ほか計画の影響が及ぶ他の地域の住民の意見をしっかりと聞くこと。
13. 六甲アイランドなど新都市事業によって整備されたエリアについては、新都市整備事業会計清算後も上質な街並みを維持できるよう、その費用について永続的に確保すること。
14. JR 元町駅東口および JR 垂水駅東口のバリアフリー化について、県と協調し JR に対し要望を行うとともに、補助率の再考も含め、あらゆる提案を行い実現に向けた交渉を行うこと。（福祉局・建設局再掲）
15. 用途地域の見直しや、市街化調整区域における開発許可基準の緩和などは、時代にあった見直しを断続的に行うこと。（経済観光局再掲）
16. 将来的な、さんセンタープラザの建て替えに関して主体的に取り組むこと。
17. 三宮再整備に関しては、駐輪場整備、既存商店街との共同の取り組みや、電柱の地中化を進めること。（建設局再掲）
18. 市営住宅のみならず、UR の老朽化した住宅団地の再整備により新たな街の魅力創造につながる都市政策を行い、移住施策の強化につなげること。（建築住宅局再掲）
19. 海上コンテナシャーシ置き場の慢性的な不足に加え、阪神高速 5 号湾岸線西伸部延伸工事により不足が酷くなっている、土地の柔軟な活用によりシャーシ置き場不足の解決をすること。（港湾局再掲）
20. 通学困難地域に住む子どもの移動支援のために、地域コミュニティ交通支援事業を積極的に推進すること。
21. 高齢者の社会参加を促進するため、神鉄シーパスワン事業を更に充実させるとともに、敬老パスが使用できるよう取り組むこと。（福祉局再掲）
22. 六甲山・摩耶山の山上交通ならびにアクセスに関して、幅広い意見や新しい観点を取り入れ、あり方を早期に示し、より一層のにぎわい創出につなげること。（経済観光局・建設局・交通局再掲）

23. 滞在型観光を推進するため、六甲山・摩耶山などの夜景観光の更なる振興とともに、都市型ロープウェイ・ケーブルの整備を検討すること。（経済観光局再掲）
24. 空き家対策および人口誘引策の観点から、解体や建て替え補助などの施策を更に進めること。（建築住宅局再掲）
25. 北区谷上の再整備は、駅前ロータリーだけではなく、上谷上において救急車や消防車が入れる進入路を整備し、三宮のベッドタウンとしての「谷上北町」の開発を行うこと。（企画調整局再掲）
26. 三宮に最も近い谷上での田舎、里山暮らしの推進と住宅地確保のための開発支援を行うこと。（経済観光局再掲）
27. 新長田駅前広場の再整備に伴い、ピフレ新長田のテナント誘致のあり方を検討し、駅前の賑わいづくりに取り組むこと。
28. JR 垂水駅、住吉駅への新快速電車の停車、並びに JR 新長田駅への快速電車の停車と東改札口の設置を更に粘り強く JR 西日本に要請すること。
29. 神戸港の集荷創貨推進のためにも、不足している物流用地を内陸部に確保するため、用途地域の見直しや市街化調整区域の事業利用を計画的に進めること。（港湾局再掲）
30. 六甲アイランドの未利用地を活用して、賃借料の減免や建設費の補助などインセンティブを設けた大型商業施設の誘致施策を行い、島内を活性化すること。（企画調整局・経済観光局再掲）
31. 都市と自然の近接を活かし、観光誘客を増やし、都市型創造産業の集積をさせるなど、六甲山系を活かした都市ブランディングを進めること。
32. 布引の滝など神戸の自然を活かしたまちの魅力創造を行うこと。（経済観光局再掲）
33. 複合産業団地および西神戸ゴルフ場に建設される産業団地と神戸流通センター、そして神戸電鉄や市営地下鉄を結ぶ MaaS 事業又は新たな交通手段等を検討されること。（企画調整局再掲）

34. 都心ウォーターフロントには世界に発信できるクオリティーの高いマリナーを整備し、五つ星ホテルを誘致することで国際都市としての風格を高めること。(港湾局再掲)
35. 東灘区本山南町、田中町、向洋町中をはじめ好立地にある市営住宅については、供給過多の実態や市営住宅がある土地が民有地だった場合の固定資産税収入も鑑みて、縮小・廃止を行い、空き家を活用した住宅政策を実施すること。(企画調整局・建築住宅局再掲)
36. 垂水体育館への障がい者の方々のアクセスについて、国道2号線歩道橋のバリアフリー化を検討するとともに、垂水駅から講座や貸時間帯に合わせたシャトル便などの運行も検討すること。(文化スポーツ局・建設局再掲)

#### 14. 建築住宅局

1. 市営住宅のみならず、UR の老朽化した住宅団地の再整備により新たな街の魅力創造につながる都市政策を行い、移住施策の強化につなげること。（都市局再掲）
2. 空家等対策特別措置法の改正施行に合わせ、管理不全空き家や草木が繁茂した周囲に迷惑な空き家への指導・勧告・代執行が速やかにかつ広く行えるよう、制度を早急に検討すること。
3. 住居の新築やリフォームにおいて、壁や床材などへ兵庫県産木材を活用する場合の助成制度を創設すること。（行財政局・経済観光局再掲）
4. 建築確認概要、完了検査の有無等の情報について、登録宅建業者がインターネットによって確認できるようにすること。
5. 空き家対策および人口誘引策の観点から、解体や建て替え補助などの施策を更に進めること。（都市局再掲）
6. 六甲アイランドをはじめ好立地にある市営住宅については、供給過多の実態を鑑みて、廃止・統合を進め、空き家対策にも寄与する市営住宅政策を実施すること。（企画調整局再掲）
7. 神戸市内の森林整備で伐採された木材は、内装材、建築材に再利用できるよう、保管ヤードを確保して対応すること。（建設局再掲）
8. 東灘区本山南町、田中町、向洋町中をはじめ好立地にある市営住宅については、供給過多の実態や市営住宅がある土地が民有地だった場合の固定資産税収入も鑑みて、縮小・廃止を行い、空き家を活用した住宅政策を実施すること。（企画調整局・都市局再掲）

## 15. 港湾局

1. 豊かな海づくり・持続可能な漁業の推進のため、深場での海底耕うんに対する財政支援の拡充や、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しにおける栄養塩類の増加措置などに、積極的に取り組むこと。（環境局・経済観光局・建設局再掲）
2. 神戸空港国際化にあたっては、台湾便の就航を実現するため、タイガーエア台湾をはじめ積極的に誘致活動を行うとともに、国内航空会社にも台湾線就航実現を働きかけること。（経済観光局再掲）
3. 神戸空港国際化を契機に、インバウンド対策として滞在拠点型都市となるよう取り組むこと。（経済観光局再掲）
4. 神戸港の集荷創貨推進のためにも、不足している物流用地を内陸部に確保するため、用途地域の見直しや市街化調整区域の事業利用を計画的に進めること。（都市局再掲）
5. 都心ウォーターフロントには世界に発信できるクオリティーの高いマリナを整備し、五つ星ホテルを誘致することで国際都市としての風格を高めること。（都市局再掲）
6. 中国における人権状況や日本人駐在員拘束事件等を鑑みて、上海事務所を即時撤退すること。（市長室再掲）
7. 投資誘致や集荷創貨に貢献するため、シンガポールもしくは台湾に海外事務所を開設すること。（市長室・経済観光局再掲）
8. 港湾での物流用地不足に対応するため、神戸港中期計画で計画された埋立地の整備を早急に行うこと。
9. 港湾物流の中心である海上コンテナ輸送の円滑化のためにも、シャーシプール用地の不足を解消すること。
10. HappyActiveTown として HAT 神戸の魅力向上に引き続き取り組むために、地域を巻き込み、なぎさ公園をスポーツとアートの切り口で利活用すること。



(企画調整局・文化スポーツ局・都市局再掲)

11. 六甲アイランドのマリンパークにおける釣り場を含めた再整備については、誰もが憩い、楽しめる空間となるような管理運営方法を検討すること。
12. 港島中公園駅南側の交差点については、大型トラックの通行による騒音問題を解消するため、信号時間の調整、トラックドライバーへの周知などを行うこと。(建設局再掲)
13. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。(市長室・危機管理室・企画調整局・行財政局・消防局・教育委員会再掲)
14. 海上コンテナシャーシ置き場の慢性的な不足に加え、阪神高速5号湾岸線西伸部延伸工事により不足が酷くなっている、土地の柔軟な活用によりシャーシ置き場不足の解決をすること。(都市局再掲)
15. 物流の2024年問題解決に向けたヤード渋滞による労働時間長時間化問題を解決すること。
16. 須磨ヨットハーバーを賑わい創出拠点とすべく、物販部門を含めた「海の駅」にすることや、ヨットハーバーと須磨海岸の接続の改善策を講じること。(経済観光局・建設局再掲)
17. HAT 脇の浜線と南北線のT字路の渋滞解消に向け整備を行うこと。(建設局再掲)
18. 歴史地区としての須磨寺、須磨離宮公園、須磨浦山上を含めた一ノ谷地区、また阪神間で唯一残された須磨海岸一帯を将来日本遺産登録も見据え、観光地としての再整備を研究すること。(経済観光局・建設局再掲)

19. 神戸港の現行の15～16メートルの水深について既に18メートルの水深を有する国際港に倣って、一層の高規格化を実現する為、水深についてもより深く整備すること。あわせて六甲アイランド沖の埋め立て地を早期に整えるためにフェニックス事業を推進すべく減量一辺倒ではない廃棄物処理を考案すること。(環境局再掲)
  
20. 六甲山森林戦略を着実に実行するとともに、ドローン等の新技術を活用しながら、災害の起こりにくい、美しく健全な状態を実現すること。大阪湾岸道路西伸部の早期開通に向けて、引き続き全力で取り組むこと。(建設局再掲)

## 16. 消防局

1. 道路狭隘地区の消火体制のさらなる強化のため、消火用ドローンの活用を全国に先駆けて、導入すること。
2. 少年消防クラブ全国大会等のイベントを神戸市に誘致して、防災意識の向上に努めること。
3. 緊急性の有無は現場では判断できないため、軽症者を搬送するための民間救急とは異なった高齢者向けの新たな救急搬送組織を、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて、立ち上げること。(企画調整局・福祉局・健康局再掲)
4. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。(市長室・危機管理室・企画調整局・行財政局・港湾局・教育委員会再掲)
5. 地域防災力向上のため、消防団員の定数が充足できるよう、若年世代向けを中心とした広報活動をより一層強化すること。
6. 消防団報酬については、個人報酬と団報酬に分けて支給することを検討すること。
7. 市民の財産である消防音楽隊については、消防広報の更なる強化、隊員の士気向上、市民とのふれあい等のために、一層の充実を図ること。
8. 谷上地区の避難計画の見直しとそのための整備を行うこと。(危機管理室・建設局再掲)

## 17. 水道局

1. 水道収益をカバーするためにも、人口減少により余剰する上水を産業誘致などに転活用できないか検討すること。
2. 今後も安定して給水事業を行うために、水道料金の逡増度を低くすること。
3. 水道料金の値上げについては、市民理解を得られるよう広報を工夫すること。
4. 水道局のパートナーである市内水道事業者とは密で丁寧なコミュニケーションをはかり、良好な関係を保つこと。
5. 職員の大幅削減が、官民連携に影響し水道事業者が行う市民サービスの低下を招かないよう、「お客様サービスの向上」を目指す方針を改めて徹底すること。
6. 多世代・多子家族を支援するための水道料金制度とすること。
7. 配水管の更新・耐震化については、「神戸水道ビジョン 2025」における目標値にとどまることなく、迅速に進めていくこと。
8. 水道局保有の遊休地については、定期借地による民間事業用地や市民のスポーツ利用などへの有効活用を進めること。
9. 職員団体や労働組合に関連した相談についても職員のハラスメント相談には適切な対応を行うこと。(行財政局・交通局・教育委員会再掲)

## 18. 交通局

1. 六甲山・摩耶山の山上交通ならびにアクセスに関して、幅広い意見や新しい観点を取り入れ、あり方を早期に示し、より一層のにぎわい創出につなげること。(経済観光局・建設局・都市局再掲)
2. 地下鉄西神山手線と阪急神戸線との相互直通運転の実現に向け、引き続き粘り強く取り組むこと。(企画調整局・都市局再掲)
3. 西神車庫の利活用については、現在の住宅ストックや需要を考慮し、住民の意見も把握したうえで、あらゆる可能性を検討し決定されること。(都市局再掲)
4. 営業所の不動産資産の有効活用を検討すること。
5. 地下鉄・バス運賃については、電子マネーの普及状況に鑑み、1円単位での支払いを可能とする等、利用者目線での支払い方法を検討すること。
6. 地下鉄・バス事業については、市民が移動する際の乗り換えの効率化・待ち時間の短縮となるよう、ダイヤの見直しを他の交通機関とも連携し再度徹底して行うこと。
7. ナイトタイムエコノミーを推進し、観光客をはじめ従業者の都市部への夜間滞在利便性を向上させるため、郊外への公共交通の最終電車や最終バスの時間を延長すること。
8. 職員団体や労働組合に関連した相談についても職員のハラスメント相談には適切な対応を行うこと。(行財政局・水道局・教育委員会再掲)

## 19. 教育委員会

1. ブルーカーボンに向けた活動について、地元大学との協働と大学生の参画を進め、子供達への環境教育に活用すること。（企画調整局・環境局再掲）
2. 教育といえば神戸になるよう、国際都市神戸の強みを活かして全児童生徒に向け、姉妹都市校と連携したオンライン授業の展開を定期的に行うよう早期に進め、紐づく支援策を市長部局と連携し拡充すること。
3. 児童・生徒に対して英検のみならず語学検定料の補助や大会参加費補助の実施を行うこと。（こども家庭局再掲）
4. 安心安全で美味しい地産地消給食に向け、来年度予算においても兵庫県産の魚を主なおかずに使った給食提供を行うこと。
5. 「誰も取り残さない」教育のため、不登校支援について他市（例：熊本市）を参考に、全不登校生に対しても教育機会の提供を行えるよう環境整備をすすめること。
6. 教員の働き方改革により学校現場を取り巻く環境が大きく変化する中で、授業のベースで動画を活用する等、より一層の ICT 利活用を推進して、充実したクラス運営、学校経営を図ること。
7. 名実ともに国際貢献都市となるよう、子どもの英語力を育む環境を整えて、子どもを産み育てたい街神戸となるようにすること。（こども家庭局再掲）
8. 令和7年のGIGAスクール端末更新を見据えて、子どもの創造性を伸ばすことに最適な端末選定をしていくこと。
9. 学級崩壊や教員によるパワハラ・モラハラといった、こどもの心を傷つける事案について、できるだけ早期発見及び予防を講じられるとともに、教育現場からの連絡報告相談の実施を徹底されること。
10. 不登校の子を持つ家族会やフリースクール等との定期的な意見交換の場を持つこと。

11. 交流のある海外都市と連携したオンライン交流や、定期的なオンライン授業の実施について市長部局と連携し全児童生徒が享受できる形で実現すること。（市長室再掲）
12. 第4期神戸市教育振興基本計画策定にあたって行われたアンケート結果で示されているように、学校に期待することとして極めて高い割合で、児童・保護者ともに「確かな学力」を望んでいる。神戸の街の質を向上させるためにも、親の経済的負担の軽減という視点ではなく、広く学習支援を行うための塾代助成を検討、実施すること。（企画調整局・こども家庭局再掲）
13. 指導スキルの高い教員の授業動画を主体とした新しい授業スキームを作り、子どもたちへの教育の質の担保、教職員の負担軽減をするため、教育現場でのICTを効率的に利活用すること。
14. 学校施設等の有効活用について、教育委員会や学校長は、学校施設が市民の財産であることを認識し、学校園による具体的な放課後児童施策などを実施すること。（こども家庭局再掲）
15. 私立幼稚園の人材確保のための就労支援策や処遇改善を、保育園や認定こども園と同等に行えるよう支援すること。また一時退職した幼稚園教諭が復職するための支援を強化すること。（こども家庭局再掲）
16. 中学校における部活動の地域移行については、児童生徒が今後も継続して活動が出来ることを原点に、新しい枠組みの中で教員をはじめ、これまで同様に外部指導員や外部顧問を雇用し、その新しい枠組みに適切な予算を充てること。また予算要望は、国に対しても行うこと。（行財政局再掲）
17. 職業教育については、学生から社会人になる上で変化する価値観について、義務教育の期間においてある程度柔軟な対応をするとともに、社会保険労務士や私立専修学校といった専門知識を持つ人材を活用促進すること。
18. 新たな教育領域の開発やリカレント教育の推進、留学生の受け入れ、市民や企業との交流拠点など地域活性化に向けた神戸市と専修学校等との協議の場を設けること。（市長室・企画調整局再掲）
19. 職員団体や労働組合に関連した相談についても職員のハラスメント相談に

は適切な対応を行うこと。（行財政局・水道局・交通局再掲）

20. 自衛隊に対する神戸市民の理解促進と安心安全な神戸市の街づくりを進めるべく、海上自衛隊阪神基地隊が存在する神戸市として神戸港利用時の全面的な協力とともに、市として広報や啓発を行い、長年国家国民のために従事された自衛隊隊員の退官後の再就職について階級に関わらず市として雇用ならびに民間への就職あっせんを令和5年度よりも一層拡大すること。あわせて災害やテロ、武力攻撃の有事の際に日本国民たる神戸市民の生命と財産を守るため、一層の連携と自衛隊への協力を行うこと。自衛隊に対して敬意を表すべく各行事には自衛隊を来賓として招待すること。（市長室・危機管理室・企画調整局・行財政局・港湾局・消防局再掲）
21. 里親家庭や児童養護施設については、子供達の福祉向上と学習機会確保の為、進学支援、高校生の通学費や部活動の費用を補助すること。（こども家庭局再掲）
22. 0歳から18歳までの切れ目ない子育て支援を行い、その支援内容を幅広く広報し、神戸市の魅力を向上させ、移住定住を強く推し進めること。（企画調整局・福祉局・こども家庭局再掲）



## 20. 人事委員会

1. 職員の任用にあたっては、欠格条項の確認を自己申告に依存せず調査を徹底するとともに、地方公務員法第十六条四号に規定される「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」を任用することを阻止するため、大都市人事委員会連絡協議会の意見を取りまとめ、立法の趣旨を達成するよう国に要請すること。(行財政局再掲)